

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから8月定例農業委員会を開催させていただきます。本日の会議ですが、牧野 元恵 委員は所用のため遅刻する旨の届出がありました。須見 則雄委員、山口 拓雄委員、酒井 清泰委員、本多 範行推進委員、吉田 新一推進委員、松川 隆推進委員、牧野 雅夫推進委員は所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 次に、事務局職員についてですが中川主任は引き続き1ヶ月病休をいただいております。帰山主査も1ヶ月病休をお願いいたします。当分の間、多田主任が担当いたします。よろしくをお願いいたします。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 あいさつ
- 事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局から8月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(池田) それでは、8月分の経過報告をいたします。
「経過報告 説明」
- 議長 (会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 (会長) ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、
5番 笠松 邦造委員
6番 北山 謙治 委員 の両名をお願いします。
- 議長 (会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局(多田) それでは、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請4件について説明いたします。
「議案第15号 説明」
- 議長 (会長) これについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 前田委員 8/20に現地を確認致しました。、細かく分かれていた農地が土地改良に伴い、効率的に耕作する為の土地の交換と売買の案件で、今はそばを栽培しており効率良く管理されていて、問題ないと思います。
- 議長 (会長) 以上説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

- 議長（会長） これより、議案第15号について採決いたします。
議案第15号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 議長（会長） ないようですので、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（会長） 続きまして、日程第2 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画にかかる意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(多田) それでは議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画にかかる意見について説明いたします。
「議案第16号説明」
- 議長（会長） このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 前田 委員 事務局と現地確認致しまして、自動車学校の南大橋側の一画で、砂利採取で前回申請した案件の追加申請で問題ないと思われます。
- 議長（会長） 以上説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 議長（会長） 北陸新幹線や中部縦貫自動車道で砂利採取の申請が増えています。勝山市の場合は、砂利採取に関しては一社あたり2箇所までと決まっていますから、問題ないと思われます。
- 議長（会長） これより、議案第16号について採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することにご異議ありませんか。
- 議長（会長） ないようですので、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画にかかる意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
- 議長（会長） 続きまして、日程第3 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する意見について（中間管理事業による）と日程第4 議案第18号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について これら2件は関連がありますので一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(多田) それでは議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業による）及び 議案第18号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について説明いたします。
「議案第17号・18号説明」
- 議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 議長（会長） これより、議案第17号・18号について採決いたします。
議案第17号・18号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 議長（会長） 無いようですので、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定に対する意見について及び、議案第18号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については、「適当である」旨の意見を付して、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長） 次に、報告事項に入ります。最初に、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局(多田) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） 次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

事務局(多田) 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） 次に、農地の転用事実に関する照会の回答について事務局から報告をお願いします。

事務局(多田) 農地の転用事実に関する照会の回答について報告いたします。
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） ないようですので、その他に入ります。最初に、農地利用集積円滑化事業の農地バンク事業への統合一体化について、農業公社にお越しいただいておりますので説明をお願いします。

農業公社(丸山局長) 「説明」

中村職務代理 農地バンクに登録しない場合、相対になると個人の場合は集積期間が10年と長いので厳しい状況。短くても集約協力金は貰えないか？

丸山局長 農地バンクの集積期間は福井県は基本10年ですが、借り受け者が65才以上の場合（年齢の8割まで、65才なら52才程度）は集約期間は最低5年で大丈夫です。集約協力金に関しては、対象は6年以上となっています。経営転換協力金の対象は10年以上になります。

辻 委員 契約が切れた場合、放置すると農地バンクに自動契約になるのか～？

丸山局長 自動契約にはならず、契約が消滅します。対策として公社との契約が切れる更新時には案内を出します。土地の所有者も借り受け者も申請が必要となります。手続きについては公社がお手伝いします。

議長（会長） 次回の9月定例農業委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局(多田) 今回は、9月25日（水）午後1時30分からを開催予定としております。

議長（会長） 次に、道の駅でのテント販売について、事務局から説明をお願いします。

事務局長(池田) 道の駅でのテント販売について、説明します。「説明」

議長（会長） 発起人の平泉委員から販売品の予定など何かありませんか。

平泉 委員 10/27 の産業フェアには、季節柄、里芋の箱売りと洗い子のバラ売りをしたいと思います。出して頂ける方は連絡をお願いします。他に販売出来るものがある方もよろしくをお願いします。農業委員会のPRの為に協力をお願いします。

議長（会長） 次に、活動日誌の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局(多田) 活動日誌の提出について、説明します。
「説明」

議長（会長） 次に、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、事務局より説明をお願いします。

事務局(多田) 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、説明します。
「説明」

議長（会長） 次に、協議事項の農地利用の最適化の推進に向けてを議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局(多田) 「説明」

議長（会長） 8月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理 慎重審議、ありがとうございました。農?期で出席者が少ないので分科会は出来ませんでしたが・・・来月もよろしくをお願いします。ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

5 番 笠松 邦造

6 番 北山 謙治